

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○救急医療機関の認定	(医療整備課)	一
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農業振興課)	一
○特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧	(水産業基盤整備課)	一
○道路の供用開始	(道路課)	二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	二
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	三
○土地改良区の定款変更の認可	(仙台地方振興事務所)	三
○財政状況の公表	(財政課)	三
○県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧	(農村振興課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(警察本部会計課)	三
○公安委員会		三
○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施		四
○国道四十五号松崎北沢事件公示送達		六
○宮城県公報号外第一六号(平成二十四年三月三十日付け)中		六

告 示

○宮城県告示第千三十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十八年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人財団 明理 会 イムス明理会仙 台総合病院	仙台市青葉区中央四丁目五 一	平成二十八年十二月 二十日	平成三十一年十二月 十九日

○宮城県告示第千三十三号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十八年十二月二十日から平成二十九年一月十日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊一のとおり

二 申請年月日

平成二十八年十二月八日

三 縦覧場所

宮城県庁(農林水産部農業振興課)

○宮城県告示第千三十四号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第十一項において準用する同条第四項の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、同条第十一項において準用する同条第五項の規定により同条第四項の縦覧期間満了の日までに、宮城県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

宮城県南部地区特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

二 縦覧期間

平成二十八年十二月二十一日から平成二十九年一月二十五日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

三 縦覧場所

宮城県農林水産部水産業基盤整備課

○宮城県告示第千三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十八年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市大浦三六〇番地先から同市大浦二二五番一地先まで	平成二十八年十二月二十六日

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
沖の平	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村沖の平（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城仙台土木事務所
古井待	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大衡字古井待（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城仙台土木事務所
待井沢	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大衡字萱刈場（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城仙台土木事務所

上推路1	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村駒場字上推路（次の図のとおり）		
脇繰	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大森字脇繰（次の図のとおり）		
影の沢	土石流	栗原市高清水上折木（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城仙台土木事務所
中町沢	土石流	栗原市一迫字川口高田（次の図のとおり）		
東沢	土石流	栗原市一迫字川口中町、字川口町浦（次の図のとおり）		
後山沢	土石流	栗原市金成小迫後山（次の図のとおり）		
山神沢1	土石流	栗原市金成小迫山神（次の図のとおり）		
山神沢2	土石流	栗原市金成小迫山神（次の図のとおり）		
宿沢	土石流	栗原市花山字草木沢宿（次の図のとおり）		
山内沢	土石流	栗原市花山字本沢猪ノ沢（次の図のとおり）		
猪ノ沢沢	土石流	栗原市花山字本沢猪ノ沢（次の図のとおり）		
赤沢	土石流	栗原市花山字本沢岳山（次の図のとおり）		
蔵本沢	急傾斜地の崩壊	栗原市金成津久毛平形蔵本沢（次の図のとおり）		
高見山	急傾斜地の崩壊	栗原市金成小迫高見山、小迫宿（次の図のとおり）		
後山	急傾斜地の崩壊	栗原市金成小迫後山（次の図のとおり）		
大立の2	急傾斜地の崩壊	栗原市若柳字上畑岡大立（次の図のとおり）		
大立の3	急傾斜地の崩壊	栗原市若柳字上畑岡大立（次の図のとおり）		
内谷川	急傾斜地の崩壊	栗原市若柳字下畑岡内谷川（次の図のとおり）		
西小山田	急傾斜地の崩壊	栗原市高清水小山田（次の図のとおり）		

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において

て縦覧に供する。

○宮城県告示第千三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十八年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
荻生田三森	土石流	栗原市高清水宮脇（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び 宮城県北部土木事務所栗原地 域事務所
井戸沢	土石流	栗原市花山字本沢中村、字本沢地藏堂（次の図のとおり）	
武鎗	地すべり	栗原市若柳武鎗字町館（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び 宮城県北部土木事務所栗原地 域事務所
宿	地すべり	栗原市花山字草木沢宿、箕ノ口（次の図のとおり）	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第千三十八号

宮城県松島町手樽土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
第三十条第二項の規定により、平成二十八年十二月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台
地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年十二月二十日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、
県の財政状況を別冊二のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○県営山元東部地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変
更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議
を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事
業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見を提出するこ
とができる。

平成二十八年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営山元東部地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計
画概要書

二 縦覧期間

平成二十八年十二月二十日から平成二十九年一月二十五日まで

三 縦覧場所

山元町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十九年一月二十五日

2 提出方法 宮城県仙台地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八一―八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四―十七

電子メールアドレス s d s g s i n k s @ p r e f . m i y a g i . j p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連
絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、山元町役場で縦覧に供されます。また、提出さ
れた意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 パーソナルコンピュータ等機器賃借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年十月二十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 二千六百五十八万七千四百四十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年九月十四日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第174号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年12月20日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 警備業務の区分
 - 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
 - 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 実施期間

平成29年2月8日（水）から同月17日（金）までの上、日曜日を除く8日間

講習区分	実施日								計
	3号 (水)	9日 (木)	10日 (金)	13日 (月)	14日 (火)	15日 (水)	16日 (木)	17日 (金)	
新規取得講習	○	○	○	○	○	○	○	○	7日間
追加取得講習	4号	○	○			○	○	○	6日間
	3号			○	○				3日間
	4号					○			2日間

※ ○は講習実施日

(3) 講習時間

ア 新規取得講習（3号警備業務）

2月8日から14日までの5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、16日は午前9時30分から午後0時20分までとし、17日は午前9時20分から修了検査を実施する。

イ 新規取得講習（4号警備業務）

2月8日から10日及び15日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、16日は午前9時30分から午後3時50分までとし、17日は午前9時20分から修了検査を実施する。

ウ 追加取得講習（3号警備業務）

2月13日、14日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、16日は午後4時から修了検査を実施する。

エ 追加取得講習（4号警備業務）

2月15日は午前9時30分から午後4時50分まで、16日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了検査を実施する。

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

3号警備業務新規取得講習及び追加取得講習、4号警備業務新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人程度

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期間」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定期間第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交

報 告 書

<p>付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者</p> <p>エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者</p> <p>(2) 追加取得講習</p> <p>受講申込日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(イ)～(オ)のいずれかに該当する者</p> <p>5 事前申込み</p> <p>(1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。 なお、電話での受付は1回につき1人とする。</p> <p>(2) 受付期間 平成29年1月10日（火）から同月16日（月）までの土、日曜日を除く5日間（1月10日から13日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで） なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>6 受講手続 事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 受付期間 平成29年1月17日（火）から同月23日（月）までの土、日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申込書の提出先 事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p>	<p>(3) 提出書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）</p> <p>ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通</p> <p>(ア) 前記4-(1)-アに該当する者 最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 前記4-(1)-イに該当する者 1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記4-(1)-ウに該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 前記4-(1)-エに該当する者 旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記4-(1)-オに該当する者 旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては3号警備業務38,000円、4号警備業務34,000円、追加取得講習受講者にあつては3号警備業務14,000円、4号警備業務10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。</p> <p>7 講習の委託先 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>8 その他 講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全企画課 （電話番号022-221-7171 内線3054、3055）</p>
<p>収 用 委 員 会</p>	

○宮城県収用委員会告示第20号

国道45号松崎北沢事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

平成28年12月20日

宮城県収用委員会

1 通知すべき書類

平成28年12月14日付け宮収第46号通知文

平成28年12月12日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 通知を受けるべき者

伊藤 みゑ子 住所・常居所不明 ただし、本籍「宮城県仙台市青葉区八幡三丁目86番地」

正 誤

○宮城県公報平成二四年号外第一六号（平成二十四年三月三十日付け）中

ページ	段	行	正	誤
二	上	一七	届出書にあつては	届出書あつては
		一八	届出書にあつては	届出書あつては